

# 高野町営住宅入居者の募集について

高野町営住宅入居者を下記により公募します。

高野町長 平野 嘉也  
(公印省略)

記

## 高野町営住宅入居者募集要項

### 1. 募集内容

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備考
うぐいす谷 団地1号棟	101号	中層 耐火 (1DK)	① 12,900円 ② 14,900円 ③ 17,000円	④19,200円 ⑤21,900円 ⑥25,300円	平成29年 9月中頃	家賃 + 共益費 2,500円

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備考
凌雲団地 2号棟	301号	中層 耐火 (3DK)	① 12,000円 ② 13,800円 ③ 15,800円	④17,900円 ⑤20,400円 ⑥23,600円	平成29年 9月中頃	家賃 + 共益費 1,500円

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備考
凌雲団地 6号棟	302号	中層 耐火 (3DK)	① 12,400円 ② 14,300円 ③ 16,400円	④18,500円 ⑤21,100円 ⑥24,300円	平成29年 9月中頃	家賃 + 共益費 1,500円

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備考
凌雲団地 7号棟	103号	中層 耐火 (3DK)	④ 12,200円 ⑤ 14,100円 ⑥ 16,100円	④18,200円 ⑤20,800円 ⑥24,000円	平成29年 9月中頃	家賃 + 共益費 1,500円

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備考
桜団地 2号棟	102号	中層 耐火 (3DK)	①14,800円 ②17,000円 ③19,500円	④22,000円 ⑤25,100円 ⑥29,000円	平成29年 9月中頃	家賃 + 共益費 1,500円

団地名	部屋番号	構造	1カ月の家賃		入居可能予定日	備考
桜団地 2号棟	202号	中層 耐火 (3DK)	①14,800円 ②17,000円 ③19,500円	④22,000円 ⑤25,100円 ⑥29,000円	平成29年 9月中頃	家賃 + 共益費 1,500円

※家賃は収入に応じて定まります。(8. 家賃の額を参照)

## 2. 敷金

入居時の家賃の3カ月分

## 3. 入居申込み資格について

町営住宅は、一定基準の収入以下で、住宅に困窮している方への賃貸を目的に建設されています。そのため入居申込みには制限があり、次の要件を全て満たしていることが条件になります。

- (1) 高野町に住所又は勤務場所を有するもの。(入居した場合には必ず入居団地に住所を異動すること。)
- (2) 一定の基準以下の月収であること。(入居収入基準参照)
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 町税を滞納していない者で、定められた家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
- (5) 申込者又は同居人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 上記基準を満たしていれば単身でも入居が可能です。

## 4. 入居収入基準

※ 本来階層(一般世帯)は算定した1ヶ月の金額が 158,000円以下 でないと公営住宅には申し込みができません。裁量階層世帯は算定した1ヶ月の金額が 214,000円以下 でないと申し込みは出来ません。

## 5. 裁量階層について

次のいずれかに該当する場合は裁量階層(入居の基準となる所得月額が21万4千円以下の世帯)に該当します。

- (1) 入居者または同居者に心身障害者(身体障害者手帳1～4級程度、精神障害者保健福祉手帳1～2級程度、療育手帳重度～中程度)がいる場合
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学前の子がいる場合
- (4) 入居者または同居者に戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者がいる場合
- (5) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者に該当するもの。

## 6. 選定方法

- (1) 入居申込者が募集戸数を超えたときは、公開の抽選により入居予定者及び入居補欠者を選定します。

- (2) 入居予定者については、再度入居資格を調査し入居を決定します。また、入居補欠者については、空き家が生じ入居予定者となった時点において、再度入居資格を調査し、入居の決定をします。入居補欠者である間に入居資格を喪失された方は、入居の決定を受けられません。

## 7. 申込みに必要な書類

- (1) 「町営住宅入居申込書」
- (2) 「平成29年度（平成28年分）町・県民税課税証明書若しくは非課税証明書」（所得金額と控除内容がわかる証明） 入居者全員分（中学生以下を除く）。
- (3) 入居者及び同居者全員の住民票
- (4) 入居者及び同居者の町税納税証明書
- (5) 「その他の必要書類」 身体障害者手帳等の写し

## 申込み等の日程

申込みの受付	期 日	平成29年 8月 1日（火） 9時から 平成29年 8月17日（木） 17時まで
	場 所	高野町役場

公開抽選	日 時	平成29年 8月25日（金） 午後1時30分から
	場 所	高野町役場2階 会議室

## 8. 家賃の額

		月 収 額	募集住宅家賃の欄の番号
一定の要件に該当する世帯の入居可能収入基準 (①～⑥は裁量世帯)	一般の入居可能収入基準 (①～④)	0円～104,000円	①の額
		104,001円～123,000円	②の額
		123,001円～139,000円	③の額
		139,001円～158,000円	④の額
		158,001円～186,000円	⑤の額
		186,001円～214,000円	⑥の額
		214,001円～	入居資格がありません。

## 入居基準算定方法（別表1参照）

◎ 5人世帯（夫婦、子供3人で小学生2人、高校生1人）源泉徴収票等に記載の給与所得控除後の金額が360万円の世帯

1. 本人以外の同居者は1人38万円の控除が出来ます。38万円×4人＝152万円
2. 高校生は特定扶養親族で一人につき25万円の控除が出来ます。
3. 1ヶ月の金額を算出するには 360万円－（152万円＋25万円）＝183万円

$$183万円 \div 12ヶ月 = \underline{152,500円}$$

※ この世帯は一般世帯ですので申込みや入居が可能です。

◎ 5人世帯（夫婦二人、小学生1人、小学校就学前2人）源泉徴収票等に記載の給与所得控除後の金額が夫婦で合計400万円の世帯

1. 本人以外の同居者は1人38万円の控除が出来ます。38万円×4人=152万円
2. 小学校就学前の子供を育てている場合は裁量階層となります。
3. 1ヶ月の金額を算出するには  $400万円 - (152万円) = 248万円$   
 $248万円 \div 12ヶ月 = \underline{206,666円}$

※ この世帯は**裁量階層世帯**ですので申込みや入居が可能です。

### 控除額一覧表（別表1）

控除対象	範 囲	控 除 額
同居親族等	本人以外の同居者	1人につき38万円
同居していない扶養親族	同居していない所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族	1人につき38万円
老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族で70歳以上の者	1人につき10万円
特定扶養親族	扶養親族で16歳以上23歳未満の者	1人につき25万円
障 害 者	次に該当する者で特別障害者でない者 ・身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等	1人につき27万円
特別障害者	障害者のうち、次に該当する者 ・身体障害者手帳1級、2級 療育手帳A1、A2 ・原爆被爆者被認定者 ・戦傷病者手帳特別項症～第3項症 精神障害者保健福祉手帳1級 等	1人につき40万円
寡 婦	①②のいずれかに該当する65歳未満の寡婦 ①生計を一にする子があること ②所得が500万円以下で、死別であること	1人につき27万円 (所得が27万円未満の時はその額)
寡 夫	①②のすべてに該当する65歳未満の寡夫 ①生計を一にする子があること ②所得が500万円以下であること	

### 注 意 事 項

- (1) 入居予定者及び入居補欠者は、その権利を他の人に譲ることはできません。
- (2) 入居の際は、2名の連帯保証人（高野町在住者）が必要です。
- (3) 毎月分の家賃はその月の末日までに納付していただきます。  
 なお、3カ月以上家賃を滞納されますと、住宅の明け渡しを請求します。
- (4) 入居時の同居者以外の者を同居させる場合は、町長の承認が必要です。

詳しいことは役場 建設課 住宅係 清水・溝端（☎56-2934）までお問合せください。